

出入国在留管理政策懇談会第8回会合 意見提出様式

委員名： 岡部 みどり

議題	在留支援業務について
意見	・ 現行の在留支援策を、より実効性のある形で一層発展させることが望ましい。とりわけ、外国人が地域社会に円滑に定着できるよう、支援の対象や範囲を柔軟に見直すことが求められる。 ・ 同時に、外国人が日本語および日本文化を習得することを「望ましいこと」として積極的に励ます仕組みを構築することを提案する。英国では、英語や英国文化への理解を深めた子どもや新来者（newcomers）を称える慣行があり、社会統合を促す象徴的な役割を果たしている。日本においても、多文化共生への配慮が「過度な外国文化の尊重」に傾かないよう留意しつつ、日本文化に親しみ、その中に溶け込むことの意義や魅力を理解してもらうための仕組みづくりが重要である。 ・ その延長線上として、永住許可や国籍取得に際し、日本語能力に加えて日本文化・歴史・生活習慣に関する基礎的理解を問う制度を導入することを検討すべきである。その中に、日本で生活する上で必要な情報や社会ルールを体系的に盛り込めば、課題として指摘されている「外国人が日本の情報に十分触れる機会が乏しい」状況の改善にも資すると考えられる。 ・ また、条約難民が定住支援プログラムを未修了となった理由が「本国への自発的帰還」である場合には、それを一律に否定的に捉えるのではなく、むしろ円満な帰還が実現した好事例として評価する視点も必要である。これは、支援政策の目的を「永住化の促進」に限定せず、個々人の希望と安全を尊重した生活再建の支援と位置づけ直す観点からも重要である。

出入国在留管理政策懇談会第8回会合 意見提出様式

委員名：加藤 真

議題	在留支援業務について
意見	■一元的支援窓口について - フレスク型の地方展開事例について、配布資料にある横浜・福岡以外の設置・展開状況を教えていただきたい。例えば、韓国では2017年頃から、「多文化移住民＋（プラス）センター」という名称で、外国人が関わる中央省庁の出先機関や各自治体の相談窓口が1カ所の建物に空間的に統合され、外国人が必要な各種手続や支援がワンストップで行える機関（場所）を全国20カ所程度設置しており、サービス利用者の利便性向上が図られたという評価がされている。なお、韓国でもすべての省庁・自治体機関が統合しているセンターはばかりではなく、地域事情に応じて一部機関のみ統合しているセンターもある。こうした事例も踏まえて、（フレスクのようにすべての関係機関が揃っていないくとも）全国主要都市や外国人集住都市にフレスク型の地方展開を期待したい。 【出入国在留管理庁意見】 フレスク（外国人在留支援センター）と同様に複数の関係機関が連携してワンストップで相談対応に当たるものとして、常時設置されている機関は現在のところY-FOR A（横浜）、FUKUOKA IS OPEN センター（福岡）以外にはない。 他方で、配布資料でもお示ししたとおり、地方出入国在留管理局等は、地域の関係機関と連携・協力して合同相談会を実施するなどの取組を行っている。委員御指摘の点も含め、引き続き関係機関の連携・協力を推進し、地域における外国人向けの相談体制等を強化するよう努めてまいりたい。 - 一元的支援窓口は支援拠点としてもっと認知度向上を目指すべきだ考える。そのための一案として、外国人受入環境整備交付金を活用して運用している一元的窓口について、1）サービス提供の内容に応じていくつか類型化を行う、2）共通の名称やロゴを付けて全国共通の動きとする、という2点に取り組むことで、外国人向けにわかりやすい形で発信し、認知してもらうことを目指すのはいかがか。公表資料（令和6年度外国人受入環境整備交付金を活用した地方公共団体における一元的相談窓口の現況について）をみると、1）について、全方位的にサービス展開している窓口と、地域事情等に応じていくつかのサービスに特化して行っている窓口があると見込まれる。ま

た、2）について、現在の窓口の名称が「●●（自治体名）外国人相談センター」、「●●（自治体名）外国人相談窓口」、「●●（自治体名）多文化共生センター」、「●●（自治体名）外国人サポートワンストップ窓口」など多岐にわたるが、元々の実施機関の名称とは別に、共通の名称をつけて動くことで、外国人認知してもらい、外国人の方々にとって「あそこにいけば情報が得られる、申請等ができる」という形を目指すのはいかがか。なお、「一元的支援窓口」という名称は外国人目線ではないように思われる。

■定住支援プログラムについて

- 資料 1：28 頁の課題①「未修了者の存在」に関連して、諸外国の難民に対する語学教育の事例をみると、紛争等により母国で義務教育を十分に受けられず、識字能力が限定的な成人は、基礎教育を受けた成人と比べて受入れ国の言語習得に非常に時間がかかり、挫折するケースが多いことが明らかになっている。また、通常の読み書きができる人を前提とした CEFR の目標設定は、こうした人々には適切でないとの指摘もある。一方で、限定的な識字能力の成人に有効な学習方法の研究も進んでいる。難民の学習経験などの背景を考慮し、課題①の解像度を上げて目標設定を行う必要があると考えられる。その延長で、諸外国の取組事例などを踏まえると、受講者の状況に応じたプログラムの多様化、複数のプログラムの開発が行われることが望ましいと考える。
- また、課題①「未修了者の存在」に関連して、オンラインと通所で修了率に大きな違いが見られる点についても、何らかのフォローアップが必要ではないか。通所の場合、補完的保護対象者の修了率が低いことについては、1 クラスの人数や講師によるフォローのきめ細かさなど、条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民の 3 つの区分ごとのクラス運営方法の違いを比較検討することが、今後のプログラム提供体制を考える上で非常に有益であると考えられる。
- 第三国定住難民の受入れについては、定住支援プログラムの充実が重要である一方、定住先の地域社会の協力も不可欠である。しかし、少数の関係者（個人）の努力や献身に依存した運営は、継続性や規模拡大の面で望ましくない。これまでの第三国定住難民の地域社会での受入れ事例を振り返り、難民の自立や持続可能な生活に寄与した支援のあり方を分析した上で、定住支援プログラムの内容・期間・提供方法を再構築し、政府が地域社会に対してどのような支援を行うべきか検討する必要がある。この再構築を通じて、これまでの知見を活かし、より低コストで多くの難民を受け入れる方策を検討することは非常に有益であると考えられる。

出入国在留管理政策懇談会第 8 回会合 意見提出様式

委員名： 川村 真理

議題	在留支援業務について
意見	（１）地域における在留外国人に対する関係機関間連携の強化 地域における在留外国人の相談、情報提供、地域住民との共生に向けた日本語学習、日本での生活、文化に関する理解を深める取組みに加え、外国人の公租公課・医療・教育問題に関する対応、不法就労、不法就労を助長する事業経営、不法滞在、その他法令違反と思われる行為の情報収集・調査に関する対応を一元的に対応できる組織体制を地方公共団体に設置すべきである。この体制構築に向けて、国（主に入管）、都道府県（主に警察）、市区町村の連携強化が必須である。入管職員の配置について、今後、JESTA の導入や DX 推進により、空海港業務や地方局の事務手続の効率化を図り、在留外国人との共生に向けて、地方局の受入環境調整担当官等、地方公共団体との連携および地域における在留外国人対応業務に多くの人員を配置し、迅速かつきめ細やかな対応ができる体制づくりが必要であると思われる。 地域ごとに在留外国人をとりまく状況は異なるため、地域住民、在留外国人の声をよく聞いた上で、それぞれの地域の状況に見合った体制の構築が望まれる。その際、地域住民や在留外国人の声の集約、相談、情報提供、情報収集、支援等の業務には、民間支援団体、在留外国人団体のリーダー等との協働、連携も重要である。その際、市区町村内の自治会・小学校校区・在留外国人コミュニティ等といった、できるだけ小規模コミュニティのリーダー等と常に交流を保つ取組みを継続していくことが必要であると思われる。また、母国語での情報提供等も重要であり、通訳オペレーター等の活用、翻訳業務における AI の活用等も含めさらなる多言語対応強化が望まれる。 （２）情報発信強化 情報発信の在り方について、一般向けの広報・情報発信と、個別に情報を届けたい人に確実に情報を届けるために情報発信とは区別して、戦略的に情報提供の在り方を構築していく必要があると思われる。 一般向けの広報・情報発信については、在留外国人に正確な情報を届けることは必須であるが、国民にも外国人との共生についての正確な知識を提供し、全ての人の理解を深められるような情報発信も重要である。昨今の状況をみてい

ると、誤った情報、過激な主張が簡単に SNS で拡散し、過激な行動が発生しやすくなっているように思われる。全国の住民が外国人との共生に関して正しく理解できるように、入管庁は、さらにいっそう情報発信強化に向けて施策を講ずるべきである。

在留外国人には、母国語で、個別に、確実に情報を届ける手法を一層強化する必要がある。HP、SNS での情報発信に加え、小さなコミュニティにおいて確実に情報を届ける手法、例えば、自治会または集合住宅単位での回覧や掲示、コミュニティインフルエンサーを通じた伝達などの各コミュニティにあった方法での情報発信を模索することも提案したい。

また、日ごろから小さなコミュニティでの連携ができている地域は、災害等の緊急時においても対応がスムーズであるように思われる。災害時等の緊急時における情報発信についても、日ごろからできるだけ小さなコミュニティで多文化共生の体制を整えることが重要で、コミュニティ内の防災訓練等の実施において、在留外国人も積極的に参加する体制をつくるなどの工夫をすべきであると思われる。

（３）難民等への支援体制の見直し

難民等の支援は、公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）に業務委託を行い、東京において定住支援プログラムを実施している。令和５年４月の外務省「第三国定住事業の概要」によると、令和４年までの第三国定住難民の定住先は、千葉、埼玉、神奈川、愛知、三重、兵庫、広島等となっているが、今後の方針として、「全国規模での難民への理解促進等の観点から首都圏以外の自治体への定住を積極的に検討。定住先の主な要件は、①難民を雇用する職場、②難民の収入に見合った住居、③（幼児がいる難民家族について）入所可能な保育所、④日本語学習環境があること、⑤自転車又は公共交通機関で生活が可能であること。」としている。

第三国定住難民の受入れ人数を年間約 60 名に拡大したものの、令和 6 年までの最大受入れ人数は 47 名と低調である。しかしながら、第三国定住難民の受入れを積極的に行うことが我が国の国際貢献にもつながることから、受入れ人数の増加が望まれる。また、条約難民および補完的保護対象者の人数が増加していることに加え、今後は、補完的受入れを通じた難民受入れの広がりも考えられることから、RHQ で一括して行っている定住支援プログラムを地方においても実施し、生活、就労、就学等が地方でもスムーズに行える体制構築を検討すべきである。その際に、地方公共団体との

	連携体制強化の枠組みと定住支援プログラムを連動させることも視野にいれ、効率的かつ有益な体制を目指すことが望まれる。 定住支援プログラムについては、民間支援団体等との連携強化によって、きめ細やかな対応をめざすとともに、特に、日本語能力習得強化が重要であると考え、テストや多くの課題を課すような手法での能力強化だけでなく、定住先コミュニティの人々との交流や、日本での生活に前向きなビジョンが描けるようなサポートも同時に行いながら、学習意欲向上のプログラムの導入を提案したい。その際に、定住難民としてすでに日本で活躍している方に、メンター的な存在としてサポートを仰ぐなどの工夫も有効であるように思われる。 現在までの補完的保護対象者は、ほとんどがウクライナ人となっている。ウクライナ避難民への支援体制時からの継続で、難民とは異なり、就労支援がハローワークによる職業相談・紹介となっていると思われるが、政府支援体制は省庁横断で検討し、RHQ に業務委託していることから、定住支援プログラム見直しを行う際に、庇護対象者は横並びで支援体制の統一を図るように検討すべきではないかと考える。
--	--

出入国在留管理政策懇談会第 8 回会合 意見提出様式

委員名： 清田 素弘

議題	在留支援業務について
意見	○相談体制・情報発信機能の強化 ・ 外国人が安心して就労・生活するために相談支援は極めて重要。受入れ企業のみならずそのサポートを委ねるのではなく、自治体も責任をもって取り組んでいただきたい。政府におかれても、マンパワーが不足する自治体に対し、生活ガイドブックややさしい日本語など側面支援を引き続き充実いただきたい。 ・ 政府において有効な相談体制、情報発信の取組みを行っている一方で、認知度が低い点は改善を期待。日本語教育を行っている団体、技能実習受入れ企業や監理団体、外国人コミュニティによる SNS など多方面での周知に取り組んでいただきたい。 ・ 育成就労など外国人材の転籍が増加することを踏まえ、各地の創意工夫により、選ばれる地域・企業となる取組みが不可欠。全国での好事例収集や横展開をお願いしたい。 ○難民等への支援 ・ 受入れを行っている企業・商工会議所からは、技能実習に比べ、6 か月間の教育訓練や長期の雇用が期待できる点にメリットを感じている事業所もある。制度周知とともに、受入れ企業の開拓、マッチングが重要。

出入国在留管理政策懇談会第8回会合 意見提出様式

委員名： 近藤敦

議題	在留支援業務について
意見	1-1 「関係機関との連携」について、自治体や民間支援団体との連携において、入管庁は、「規制」行政の側面が強く、敬遠ないし警戒される場合があり、「支援」を専門にする「在留支援」担当の専従の職員を採用・養成することが好ましい。入国審査官、入国警備官と並ぶ在留支援官の採用・養成を検討すべきである。すでにみられる民間支援団体との連携も、多くの団体に声をかけるのではなく、一部の団体にだけ声をかけていると思われる状況が散見され、ネットワークの広がりには欠ける問題があるように思われる。 1-2 自治体の窓口での入管関連の相談は、入国審査官が担当しうが、多文化共生に関する国の助成金の申請手続、各種の国の行政ルールなどを自治体や民間支援団体にアドバイスする役割や各種のイベントの運営や調整を在留支援官がになう。その際、福祉、教育、労働など他の分野の支援機関との連携も在留支援官の重要な任務といえる。とりわけ、労働は国や県の担当とされ、市町村単独ではほとんど施策が困難なので、連携の役割が重要である。 1-3 「キーパーソンの発掘・活用」のためには、在留支援官が、外国人住民の集まる場に足を運ぶ必要があり、信頼関係をつくり、外国人コミュニティの情報発信に在留支援関連の情報を掲載できるようにする必要がある。現状、自治体の多文化共生推進協議会の委員や国際交流協会の通訳として採用されることが、コミュニティ内のキーパーソンの発掘・活用につながっていることも多いが、入国審査官や入国警備官では、これらの連携が難しく、外国人支援に特化した在留支援官ならば、連携がスムーズになる可能性があるし、将来的には、多文化共生推進協議会等の委員として、国と自治体の連携の中心的な役割を担うことも期待できる。 2-1 「効果的な情報発信」について、「外国人生活支援ポータルサイト」から「生活オリエンテーション動画」も含め必要な情報にすぐアクセスできるようにする（ワンストップのポータルサイトをめざす）。どの自治体に住民登録しても、ウェルカムグッズの中で、このサイトの QR コードが示されるようにする。

- 3-1 「在留外国人がよりスムーズに社会の構成員となっていくためのプロセスの構築」について、日本文化・慣習の理解促進、能動的な社会参加と制度理解・法令遵守、日本語能力向上や就業促進を目的とした講習は必要である。しかし、これだけでは、外国人向けの一方通行的なプロセスであり、単なる「同化政策」はうまくいかない。他方で、上記の外国人向けの施策とともに、日本人向けの日本文化・慣習の変容と外国文化への理解促進、能動的な社会参加としての政治参加と制度改革（外国人の地方参政権や国籍法改正）・差別禁止法などの整備・偏見と闘う反うわさ戦略、やさしい日本語能力向上を目的とした講習などの双方向的なプロセスとして統合政策を位置づける「インターカルチュラリズムとしての多文化共生政策」が、「地域住民との摩擦を防ぐため」には必要である。なお、インターカルチュラリズムは、多文化主義とは異なり、個人の多様性と文化の変容を尊重し、相互の交流と共通の価値を重視し、社会の分断を防ぎ、地域の活性化をめざす自治体で採用されている政策である。
- 3-2 社会の分断（ないし並行社会）を防ぐためにセグリゲーション（居住地の分化）の防止が重要である。公営の団地にばかり集住するのではなく、民間住宅の選択肢をもっと広げられるべきである。在留外国人に対する基礎調査で差別を受けた場面のトップは「家を探すとき」である。外国人の入居も受け入れる民間賃貸住宅の登録を行う都道府県の「あんしん賃貸支援事業」の登録数は限られており、厚労省の「あんしん住宅情報提供システム」は、高齢者や障害者や子育て世帯や低所得世帯向けであり、外国人の住宅探しには役に立たない。
- 4-1 「定住支援プログラム」の内容、期間は、日本語ゼロの状況から A2 または B1 をめざす内容にふさわしい教材、期間延長と習熟度別クラス編成が必要である。メールで示された資料の「定住支援プログラムにおける日本語能力の推移」にみられるように、（漢字があるため）習得に時間を要するとされる日本語において、言語講習 572 授業時間（1 授業時間＝45 分なので、429 時間）は、少なく、一般に A1 未満の人を A1 に、A1 の人を A2 に、A2 の人を B1 に伸ばしているのが現状と思われる。講習を受けても、ほぼゼロから始める人にとっては、目標とされる A2～B1 といった帰化の日本語試験のレベルに達することは難しい。難民条約 34 条では「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする」と定めており、帰化に必要な日本語能力を身につけることができる制度設計を考慮すべきである。プログラムの日本語講師を担当した人の報告によれば、教材の「はじめましてにほん」も A1 レベルのものであり、就職に必要とされる日本語レベル（B1）に達することは難しいといわれている。授業時間を増やすとともに、レベル別のクラスを編成することが望ましい。なお、一般の新規入国者に拡充す

る場合の日本語講習としては、資格試験用の日本語は標準語の習得に重きを置く一方で、生活や就労のための「生きた日本語」は、住む地域の方言を取り入れるなどの工夫も必要である。

4-2 「プログラム参加への動機づけ」としては、就労に役立つ日本語能力試験の合格またはそれに代わる認定制度の証明とともに、帰化に必要な日本語能力の認定制度の証明とすることが考えられる。難民等の就業率、失業率と併せて、永住許可率、帰化率のデータを示すことが必要である。従来の国籍放棄を免除される難民等の場合は、帰化率が高くなるはずであるが、16%ほどしか帰化していないインドシナ難民（インドシナ難民定住許可数 1 万 1319 人に対し帰化人数の累計は 1831 人。難民事業本部調べ）のように、帰化率が低いのが日本の特徴と思われる。難民条約 34 条では「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする」と定めており、帰化に必要な日本語能力を身につけることができる制度設計を考慮すべきである。

4-3 「プログラム修了後の生活・就労状況のフォロー」も在留支援官の 1 つの職務とする。自治体においては、ウクライナ避難民の支援を多文化共生担当の職務として位置づけているところがみられるようになってきたが、難民への支援に拡充し、在留支援官が自治体や民間支援団体と連携して、難民等が活躍できるようにサポートすることが望まれる。

4-4 条約難民の場合は、認定されるまでに長い期間を要しており、認定されても、定住支援プログラムを受けない人が大半なので、難民申請中に認定の見込みが少ない人以外は「定住支援プログラム」を受けることができるようにするのが望ましい。

出入国在留管理政策懇談会第8回会合 意見提出様式

委員名： 佐久間 一 浩

議題	在留支援業務について
意見	＜外国人相談体制の今後のあり方＞ 我が国における外国人支援体制は、近年大きく整備が進められてきたのではないのでしょうか。現状、充実した相談、情報提供体制になってきていると思います。外国人在留支援センター（F R E S C）、外国人在留総合インフォメーションセンター、地方公共団体が設置するワンストップ型相談センター、外国人受入環境整備交付金を活用した一元的相談窓口などが設けられており、今後一層の相互に連携した相談体制を敷いていただきたいと存じます。これらの機関の横展開が図られることで、国や地方公共団体の施策や事業を推進しやすくなり、概ね制度面での「相談体制の整備」はほぼ整ったのではないかと考えます。また、令和6年度からの外国人支援コーディネータの配置も進み、このコーディネータの成果はこれから取りまとめられてくるところだと思いますが、行政・医療・教育・福祉など各分野での相談体制が整いつつあり、あとは、いかに外国人がこれらの施設や事業を知って、利用するかによるところだと考えます。 制度が形として整備されても、実際に外国人が相談にアクセスし、課題解決につながるかという「実効性」の観点では課題が残ります。多言語対応は進んだものの、情報が分散し、どこに相談すればよいか分からないとの声も依然多く、制度間の連携不足が指摘されています。また、地方自治体によっても専門職員の確保・育成など対応力に格差があるのではないかと思います。 今後は、①行政機関連携によるデータ共有、②相談内容に応じた外国人に対するフォローアップが必要です。特に、外国人の就労、教育、医療などの社会・経済生活上の課題に対しては、行政がどこまでできるのか、行政が及ばない場合は、次の施策として適正な運営をしている社会福祉法人、特定非営利活動法人（N P O法人）、企業組合、労働者協同組合などの明確な責任ある組織・機関を繋ぎ、具体的な解決までの方向性を提示できるようまでの組織への一定の事業費補助を含めた支援体制を構築すべきです。

また、地域社会との連携がどうしても必要であり、地域住民の不安を抱かせないよう、日本や地域社会のルールを守ってもらいながら、共存（共生）を図っていくことが重要だと考えます。邦人が、外国人が増えることによりなんで不安を感じているかという、生活環境が変わり環境が変化してしまうことへの不安感を持っているからであり、これが今までの生活環境と変わらないのであれば払拭されると考えます。

＜適正な難民支援の方向性＞

難民支援についても、国際的な人道責任を果たしつつ、我が国の社会のルールと地域の受入れ能力との調和が図られていくことが重要です。令和5年の入管法改正等により、難民認定制度の更なる適正化、補完的保護対象者制度の創設など一定の改善がなされましたが、依然として「真に保護すべき難民」と「経済的理由による申請者」との区別が難しい状況にあります。申請の審査期間の長期化と、数次の再申請により、出入国在留管理庁の行政全体に負担が生じているのではないかと推察されます。

言うまでもありませんが、そのためには、①入国審査の専門官や通訳ができる人材の養成、配置と審査期間の迅速化（人員の大幅増）、②虚偽申請をどのように防止していくか（再申請の制限）、について早急に取り組み、改めて結論を出していく必要があると考えます。

また、適正に難民認定された外国人に対しては、単なる在留許可にとどまらず、生活・就労・教育の支援を全体的に行える体制を整備すべきです。F R E S Cや地方ワンストップセンターを活用し、医療・住宅・日本語教育などを一体的に提供する仕組みを構築することで、真に保護すべき人々が自立的に生活できる環境を整えることが可能です。

なお、適正に認められた難民に対しては、初期の生活になれるための支援として、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、企業組合、労働者協同組合などの明確な責任ある組織・機関を繋ぎ、具体的な解決までの方向性を提示できるようまでの組織への一定の事業費補助を行うことで、行政の手が届かない部分を支援していく必要もあるかと考えます。

出入国在留管理政策懇談会第 8 回会合 意見提出様式

委員名： 富高 裕子

議題	在留支援業務について
意見	【日本語教育について】 ○外国人労働者は日本で暮らす「生活者」でもあることから、日本語能力を高めることで、業務上のコミュニケーションの円滑化だけでなく、日本での生活習慣や社会ルールに適應しやすくなる。そのため、在留支援の施策として、企業・地域における日本語教育をこれまで以上に強化することが重要。 ○資料 P. 12「外国人受入環境整備交付金」により一元的相談窓口の設置を助成することで、すでに全国 265 か所に設置され、外国人の相談体制は整備されてきている。一方で、地方における日本語学校等、日本語教育の現場では、講師不足などにより十分に開講できないことや、ボランティアが講師を担っている事例もある。資料 P. 21 の在留外国人を対象とした調査においても、必要な支援 1 位が「言語」であり、共生社会の実現に向け、外国人の日本語能力向上のための支援は不可欠である。外国人労働者を受け入れている企業による外国人への支援はもとより、文部科学省や業所管省庁とも連携し、企業・地域における日本語教育にかかる課題に対応する予算を確保いただきたい。 【仕事について】 ○資料 P. 21 の在留外国人を対象とした調査において、必要な支援 2 位が「仕事」であることから、外国人が就労するための支援が必要と考える。外国人向けのハローワークの整備や、ハローワークでの通訳配置の促進など、マッチングを高めるような支援をお願いしたい。 【共生社会の実現に向けた支援について】 ○価値観や仕事観を含む異文化間で生じる偏見や誤解が生じないようにするためには、地域において、労働法・入管法などの法制度や社会保障だけでなく生活ルールや日本文化等、外国人に対する研修を充実させることが重要である。自治体など研修を担う機関や、研修受講の時間確保のための受け入れ企業などに対する幅広い支援が求められる。

出入国在留管理政策懇談会第 8 回会合 意見提出様式

委員名： 増子孝徳

議題	在留支援業務について
意見	【共生社会の実現に向けたロードマップ・総合的対応策について（資料 3～7 頁）】 ロードマップ・総合的対応策の基本的な考え方において、「日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するために」、「受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくこと、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくこと、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動を取ることが重要」と示されています。 しかしながら、2020年代に入り、入管庁が展開する実際の政策-特に「不法滞在者ゼロプラン」や入管法改正議論における言説など-は、理念的に掲げられた「共生」とは対照的に、管理・排除志向を強めていることが指摘されています。 共生社会の実現に向けたロードマップでは、日本人側の理解促進、協力を共生の一翼として位置づけていますが、近年の施策では、この視点が後退しております。地方自治体による多文化共生事業・外国人支援事業に対しては、国の支援も限定的です。また、入管庁の広報は、主として「外国人側に、日本文化・日本語を理解すること、ルールを守ること」を要請することや、「不法滞在者対策」に集中し、日本社会側の構造的課題（制度・労働環境・教育体制）への言及が希薄と言えます。 この点に関し、日本弁護士連合会が、あるべき共生社会と日本社会側の構造的課題について、2018年10月の人権擁護大会において、「新しい外国人労働者受入れ制度を確立し、外国にルーツを持つ人々と共生する社会を構築することを求める宣言」を採択し、国や地方自治体に対して以下の事項を求めています。 https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2018/2018_1.html 1 人権保障に適った外国人労働者受入れ制度を構築すること 2 外国にルーツを持つ人々と共に生きる社会を構築し、全ての人に人権を保障すること 3 地方自治体は、外国にルーツを持つ人々が地域の中で共に生きるための施策を実施する部署の設置等をし、国は外国

にルーツを持つ人々が社会で共に生きるための施策を国や地方自治体の責務として、これを実施する体制を定め、また、外国人受入れについての基本方針を定める法律（仮称「多文化共生法」）を制定するとともに、これらの施策の実施を所管する省庁（仮称「多文化共生庁」）を設置すること。

また、日弁連は、２００４年１０月の人権大会においても、「多民族・多文化の共生する社会の構築と外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を求める宣言」を採択し、国や地方自治体に対して以下の事項を求めています。

https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2004/2004_5.html

1. 外国人に対しても基本的人権を原則として等しく保障し、さらに、民族的少数者固有の権利を確立すること。
2. 永住外国人等への地方参政権付与をはじめとする立法への参画、公務員への就任などの行政への参画、司法への参画を広く保障すること。
3. 医療・年金・生活保護その他社会保障制度全般について、外国人に対しても可能な限り日本人と同様の保障を及ぼすこと。
4. 外国人労働者につき、労働法制に基づく権利を実質的に保障すること。
5. 外国人女性などの人身取引、ドメスティック・バイオレンスなどの被害を防止し、被害を受けた人々の救済のための施策を充実すること。
6. 国際人権条約上保護されるべき難民、家族、女性、子ども及び人道上の配慮を要する外国人の在留の安定に向けた諸施策を講じるとともに、入管手続全般につき適正手続保障と透明性確保に努めること。
7. 外国人の子どもへの日本語教育の充実等の施策を行うとともに、公教育における母語・母国語等の教育の機会や、民族学校、外国人学校を含む多様な教育の機会を制度的に保障すること。
8. 人種差別禁止のための法整備を行い、その実効性を確保するために政府から独立した人権機関を設置するとともに、差別禁止と多文化理解に向けた人権教育を徹底すること。

日弁連は、２００４年当時から、日本では、旧植民地出身者や移住労働者、その家族、外国籍から日本国籍を取得した人々など、多様な民族的少数者が生活しており、多文化・多民族化が急速に進展しているが、戦後の外国人法制は管理を主眼とし、人権保障や民族的少数者の権利整備は不十分であり、結果として、難民認定の少なさや、入店・入居拒否、差別的言動、民族教育の不足など、多くの場面で外国人・少数者の人権が侵害されていることを指摘しております。

【相談体制・関係機関の連携-外国人受入環境整備交付金と一元的相談窓口について（資料 8～15 頁）】

入管庁が設けた「外国人受入環境整備交付金」による一元的相談窓口（ワンストップセンター）は、理念上は、「外国人が安心して暮らせる相談体制を全国的に整える」ことを目的としています。

しかし、実際には自治体や市長会が「制度の実効性に欠ける」として緊急提言を行うほどの課題があり、構造的な問題が複数指摘されています。

1) 制度の概要と目的

外国人受入環境整備交付金は、在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供、・相談を他言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を財政的に支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的としています（資料 12 頁）。

一元的相談窓口は、地方公共団体が主体であり、地域の実情や外国人住民のニーズに応じて柔軟に相談体制を設計できる点で、多文化共生の理念を具体化する上で重要な意義を有します。

2) 問題点

しかしながら、現場からは、外国人受入環境整備交付金と一元的相談窓口の運営については以下の課題が指摘されています。

第 1 に、外国人受入環境整備交付金が年度単位の措置にとどまり、安定的な財源となっていないため、一元的相談窓口の運営、維持が困難という点です。そのため、自治体側では、「翌年度の予算措置が不透明で、相談員の雇用継続や多言語大勢の維持が困難」という声が上がっています。実際、自治体によっては、交付金が大幅にカットされ、自治体からの補填がない相談窓口は、かなり厳しい予算の中で運営しているようです。

このことは、深刻な問題で、結果として、自治体によって相談窓口の質・機能に地域格差が生じてしまい、また一元的相談窓口の維持自体に困難を生じさせてしまいます。

第 2 に、多くの自治体は、外国人住民が直面する問題（就労、医療、教育、子育て、DV、在留資格など）が複雑に絡み合っていることを指摘していますが、国の交付金メニューが硬直的であり、実際の課題に柔軟に対応できない構造になっていることが、全国市長会の「緊急提言」や地方自治体の現場報告・検証、研究者による報告などで指摘されています。

3) 問題の背景

これらの問題の背景には、制度が、「外国人の在留支援」や「多文化共生」を目的としつつも、根底に「入管行政の補完的仕組み」として設計されている構造的矛盾があります。すなわち、外国人を対等な住民として包摂するという共生理念よりも、秩序維持・管理の観点が優先されていると言えます。また、入管庁の在留支援業務の限界を示しているとも言えます。

真に多文化共生に資する相談体制とするためには、財源の恒久化と人材の専門職化を図るとともに、地方自治体に対し、包括的支援の権限と制度的裏付けを付与する必要があります。

【条約難民等への支援の取組について（資料 24～28 頁）】

条約難民等の定住支援プログラムは、1981年の難民条約批准以降、委託先である難民事業本部（RHQ）を中心に、生活ガイダンス、日本語教育、就労支援、プログラム修了後のフォローアップが実施されています。

しかし、現行制度には、対象範囲・期間・地域格差・行政連携・社会的包摂の各側面において複合的な課題が存在します。

1）支援対象に難民認定申請中の者が含まれていないことがあります。難民申請者の中には、申請から長期間経っているが、結果が出ていない人が相当数おり、長期間滞留されているケースの当事者も支援対象に含まれるべきです。

2）支援機関が昼間6か月、夜間1年とされていますが、十分な日本語能力や職業スキルを獲得するには不十分でないかと思われます。また、定住後の中長期的フォローアップ体制が脆弱であり、定住の安定化に結びついていないことが危惧されます。

3）定住後の生活支援等は、地方自治体、NPOに委ねられていますが、地域間で支援資源の偏在が生じています。地方では通訳人材や支援機関が乏しく、就労後の生活基盤の確立が困難であります。

4）難民対策連絡調整会議が活発と思われず、その機能も限定的であり、入管庁、文科省、厚労省、その他省庁との行政間の連絡が不十分であり、縦割り行政構造の弊害が指摘されます。

5）社会的包摂の観点からも課題が大きいです。定住地域において、地域住民との交流機会が限られ、文化的・宗教的背景の理解不足から孤立する傾向が見られます。これは、国の多文化共生に関する施策の曖昧さにも起因します。

今後は、中長期的なフォローアップの導入、地方自治体・NPOによる地域主導型支援の推進とそのための安定した財源の確保、多文化共生教育の強化が求められます。

出入国在留管理政策懇談会第8回会合 意見提出様式

委員名：ロペズ マリオ

議題	在留支援業務について
意見	今後数十年を見据えた外国人定住者への対応について 今後数十年にわたり、外国人定住者の増加が見込まれ、これが引き続き日本にとって重要な課題となるとの前提に立ち、以下のコメントを述べる。 ライフステージごとに直面する課題と支援 日本における人口減少と経済力維持のための外国人労働力への依存を踏まえると、一部の労働者が定住し、長期的居住者となる可能性は高い。したがって、出生から老年期に至るまで、ライフステージごとに必要となる支援を一貫して明確に示すことが不可欠である。 『外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）』は、対応すべき課題の全体像を提示している。 https://www.moj.go.jp/isa/content/001440747.pdf 長期的な外国人居住者の定着を見据えるならば、各ライフステージに応じて必要な情報と支援を体系的に提供する「ライフコース型戦略」が求められる。たとえば、1980年代から日本に定住してきたフィリピン人コミュニティは、現在すでに高齢化に直面し、介護ニーズが顕在化している。日本の介護保険制度では、保険料を納付すれば国籍を問わず介護サービスや施設利用が可能であるものの、欧州の一部ではすでに多言語・多文化環境に対応した「ニッチ市場」が形成されている。日本国内においても、将来的な定住者コミュニティの高齢化を見据え、特定の外国人コミュニティに対応したサービスを模索・検討する事業者が現れつつある。

こうしたコミュニティのニーズに対する認識は、日本に生活基盤を置くことを選んだ人々に普遍的なケアを提供するべきだという理解、さらには新たな市場機会の出現によって部分的に促されている。この認識は、外国籍住民が日本人市民と歩調を合わせて高齢化していく中で、今後さらに広がりを見せていくと考えられる。

このような状況は、社会統合政策を5～10年単位ではなく30年単位で構想すべきことを示唆する。すなわち、生産年齢期から老年期までを包含するライフサイクル全体を対象とした政策的視野が不可欠である。第7会合『資料2（別添）外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理』（4頁）においても、「一時滞在型移民」と「永住型移民」の二種が示されている。今後は後者の割合が増大することが予測されるため、外国人住民への情報提供に加え、国民に対しても将来の移民構成や労働力構造の変化について理解を促すことが重要である。生活拠点を日本に置く外国人の増加は不可避であることを共有し、日本社会全体がこの変化に備えるための意識啓発を進める必要がある。

効果的な情報発信

資料【1】「在留支援業務について」の22ページ「ウェブページ・取組等の認知度」に示された統計によれば、オンライン情報提供環境の改善が必要であることは明らかであり、そのためには外国人がいかに情報へアクセスしているかを把握することが不可欠である。

現在、デジタル庁の「マイナポータル」アプリやJNTO監修の「Safety Tips」など複数の省庁がアプリを開発しているが、情報提供が断片化しており、より統合的でアクセスしやすい仕組みが求められる。外国人コミュニティがどのように情報を取得・共有しているかを理解することが不可欠であり、現実的には携帯電話が主要端末であるため、出入国在留管理庁による多言語対応アプリを開発し情報を一元化することが効果的である。現行のMOJ・ISAのウェブポータルは主要言語に対応しているものの、ブラウザ経由での利用は必ずしも効果的ではない。

	実際、法務省が運営する多言語対応YouTubeチャンネルは、外国人コミュニティの規模に比して閲覧者数が低迷しており、到達度・可視性の不足が示唆される。したがって、今後は以下の方策が必要である。 • Apple/Googleストアを通じた多言語ISAアプリを開発し、プッシュ通知、やさしい日本語、視覚的情報を組み合わせる。 • 言語圏別に利用されている主要プラットフォームを調査する（例：ベトナム＝Zalo/Facebook インドネシア＝Messenger/WhatsApp、フィリピン＝Messenger/WhatsApp Thai＝Line/FB）。 • リーチ不足を把握し、プラットフォーム別の戦略を策定する。 また、効果的な情報伝達には、各コミュニティに最適な手段を直接確認することが重要である。特に周辺国から流入する若年層はデジタルリテラシーが高く、母国特有のSNSやアプリを通じて情報を共有する傾向が強い。こうしたデジタル・エコロジーを踏まえることで、より精緻で対象を絞った情報発信が可能となる。日本に渡航し、就労あるいは居住する外国人にとって、出発前、入国時、在留中の各段階で活用でき、かつ海外からも容易にダウンロード可能な、シンプルで使いやすい多言語対応アプリを提供することは極めて有益である。
--	---

出入国在留管理政策懇談会第8回会合 意見提出様式

委員名：結城 恵

議題	在留支援業務について
意見	在留支援業務については、枠組みとしては充実していると思います。しかし、外国人住民への認知度とアクセシビリティに大きな課題を抱えていると考えます。この課題解決を図るため、宿題としていただいた「関係機関との連携」と「効果的な情報発信の方法」について次のような案を考えました。 【関係機関との連携】 1. 地方公共団体・民間支援団体と入管庁との連携強化 連携強化の具体的方策として、 （１）階層別連携プラットフォームの構築（国・地域ブロック・市町村） 連携協定の標準化・連携コーディネーターの配置・共有データベースの構築・定期合同研修の実施 （２）民間支援団体との連携スキーム 認定制度の創設・協働プロジェクトの推進（パイロット事業、委託事業の拡大、情報発信） （３）デジタル連携基盤の整備 統合プラットフォーム（Connect-FRESC）の構築 機能としては、相談管理・情報発信・データ分析 アクセス権限は入管庁が全権限を持ち、自治体地域情報の閲覧と編集、NPOは限定的な情報共有とする 2 連携して取り組むべき課題の洗い出し 優先度に分け、入管庁・自治体・NPO等の役割を明確にしておくことが必須 （案の例）【優先度 A】即時対応が必要な課題 ● 緊急医療アクセス ● 災害時対応 ● DV・児童虐待 【優先度 B】中期的に取り組む課題 ● 子どもの教育 ● 社会保障アクセス ● 住宅確保 ● 地域トラブル予防

【優先度 C】長期的な構造的課題

- 外国人住民の政治参加・地域参画
- キャリアアップ支援体制
- 高齢化した外国人住民の介護問題
- 第二世代（外国にルーツをもつ子ども）の教育・アイデンティティ支援

3. 福祉・教育・労働等他分野との支援機関との連携

（案の例）

【1】「ライフステージ対応チーム」の編成 ■外国人支援コーディネーターの積極活用

妊娠・出産期チーム：（自治体）保健師、（入管職員）在留資格確認、（NPO）医療通訳
（専門職）助産師・産科医

他、子育て・就学期・就労期・高齢期チーム等でデザイン。

【2】分野別連携

労働分野 入管庁×ハローワーク×労働基準監督署の三位一体連携

情報共有システム：不法就労情報の共有（入管⇔労基署） 求職情報の共有（入管⇔ハローワーク）
労働相談事例の共有（全機関）

他、合同パトロール、ワンストップ相談会の実施等

その他、福祉分野（入管庁×福祉事務所×地域包括センター）教育分野（入管庁×教育委員会×学校×NPO等×文科省）

【難民等への支援】

定住支援プログラムについては、例えば次のように基本理念の転換を明確にし、抜本的な改革を進めることを考えてみるのはいかがでしょうか？「従来の問題」は「目指すべき姿」を明確にするために実態とは合わない書き方をしていたらお許してください。

従来の問題 ●とりあえず日本語と生活知識を教える ●プログラムの修了＝支援終了 ●一律のカリキュラム
●参加は「義務」的

目指すべき姿 ○「自律した生活」までの伴走支援 ○修了後も継続フォロー ○個別ニーズに応じたカスタマイズ
○参加したくなる魅力的なプログラム

	方策１：プログラム参加への動機づけ 「参加したい」と思わせる設計として、参加のメリットを明確化・可視化する 日本語能力の証明・就労での優位性・在留上の優遇・経済的インセンティブ・ネットワーク構築・家族へのメリット 方策２：参加のハードルを下げる （障壁１）経済的負担⇒交通費の全額支給・生活支援金・家賃補助（企業からの寄付金当を募り実施） （障壁２）時間的制約⇒多様なコース設定（昼夜間、平日週末 短時間、オンライン併用） （障壁３）心理的ハードル⇒誰でも歓迎、お試し参加制度、個別相談、段階別クラス設定 （障壁４）情報不足⇒多チャンネルでの情報発信、ワンストップ申込 方策３：参加しないと損という制度設計 ○就労での差別化 ○在留資格更新での優遇 ○コミュニティでの評判 カリキュラム内容については、いろいろと考えられますが、調査や分析が必要なのでここでは控えさせていただきます。 以上
--	---